

1 労働争議の調整

(1) 労働争議調整の概要

ア 平成 30 年度に係属した事件

平成 30 年度に係属した調整事件は、あっせんに係る新規申請 1 件であり、調整事項は、一時金の支給方法等であった。当該事件は、翌年度に繰越となった。

イ 10 年間の調整概要

過去 10 年間（平成 21～30 年度）における調整事件の概要は、次のとおりである。

- (ア) 調整種別にみると、すべてあっせんである。
- (イ) 毎年度の係属事件は 4 件以内で推移してきており、10 年間の平均で 1.7 件（うち新規申請分 1.5 件）となっている。
- (ウ) 申請者別の割合は、組合申請 86.7%、使用者申請 0%、双方申請 13.3%となっている。
- (エ) 調整事項別では、経済的事項 46.7%、非経済的事項 106.7%、労働協約関係 0%となっている。（調整事項が複数にわたる事案がある。）
その内容についてみると、不当労働行為事件と併行しているもの、一つの事件で調整内容が多岐にわたるもの、合同労組が申請したものなど、複雑化している。
- (オ) 企業規模別では、最も多いのが従業員 30～99 人規模で 46.7%、次いで 100～299 人規模が 26.7%となっており、以下、300～999 人が 13.3%、1～29 人と 1000～人がともに、6.7%となっている。
- (カ) 産業別では、製造業が 26.7%で最も多く、以下、卸売・小売業と運輸・通信業がともに 13.3%となっている。
- (キ) 終結までの平均所要日数については、36.4 日となっている。この平均所要日数は年度によってかなりばらつきがみられるが、これは、あっせんに 3 回にわたって開催した事件、使用者の業務の都合や使用者の意向であっせん期日を延期した事件などがあつたことによる。
- (ク) 事件の解決率※については、各年度によってばらつきがみられるが、10 年間の平均で 33.3%となっている。

※（解決件数＋裁定件数）÷（終結件数－取下げ件数－労委規則第 65 条第 2 項によるあっせん不開始件数）

第1表

調整開始・終結状況

年度	区分	開始事由						終結状況							翌年度へ繰越	年度平均			
		新規申請					前年度からの繰越	計	解決	取下	打切	不調	裁定	65条2項		計	調整回数	所要日数	解決率
		組合	使用	双方	その他	計													
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	回	日	%
21		2				2	2						2	2			0.0	18.0	-
22		2		1		3	3	1		2				3			1.3	36.7	33.3
23						0	0							0			-	-	-
24		4				4	4	1	1					2	2		0.5	36.0	100.0
25				1		1	2	3	1	2				3			1.7	36.7	33.3
26						0	0							0			-	-	-
27		4				4	4		1	2			1	4			0.8	45.3	-
28						0	0							0			-	-	-
29						0	0							0			-	-	-
30		1				1	1							0	1		-	-	-
計		13	0	2	0	15	2	17	3	2	6	0	0	3	14	3			
平均		1.3		0.2		1.5	0.2	1.7	0.3	0.2	0.6			0.3	1.4	0.3	0.9	36.4	33.3

(注) 解決率の算出方法 ……
$$\frac{(\text{解決件数}) + (\text{裁定件数})}{(\text{終結事件数}) - (\text{取下げ件数}) - (\text{労委規則第65条第2項によるあっせん不開始件数})} \times 100$$

第2表

調整事項別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

年度	区分	労働協約	経済的事項							非経済的事項					合計 (実件数)		
			賃上げ	一時金	諸手当	その他 賃金	退職金	労働 時間等	その他	計	組合 活動等	解雇	団交 促進	その他 の経営・ 人事		その他	計
21				1		1	1			3			1		1	2	2
22			1							1		1		1		2	3
23										0						0	0
24				1						1		3				3	4
25			1							1				1		1	1
26										0						0	0
27										0		2	3	1		6	4
28										0						0	0
29										0						0	0
30				1						1			1		1	2	1
計		0	2	3	0	1	1	0	0	7	0	6	5	3	2	16	15
合計比率 (%)		0.0	13.3	20.0	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0	46.7	0.0	40.0	33.3	20.0	13.3	106.7	100.0

（注） 1件の調整事案で調整事項が2以上にわたるものがあるため、合計（実件数）とは一致しない。

第3表

企業規模別調整申請件数(新規申請分)

(単位:件)

年度 \ 規模 (人)	1~29	30~99	100~299	300~999	1,000~	計
21			2			2
22	1	1		1		3
23						0
24		2	1		1	4
25				1		1
26						0
27		3	1			4
28						0
29						0
30		1				1
計	1	7	4	2	1	15
合計比率(%)	6.7	46.7	26.7	13.3	6.7	100.0

第4表

産業別調整申請件数（新規申請分）

（単位：件）

産業 年度	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	その他	計
21									2	2
22		1	1						1	3
23										0
24		1				1			2	4
25		1								1
26										0
27		1	1			1			1	4
28										0
29										0
30									1	1
計	0	4	2	0	0	2	0	0	7	15
合計比率 (%)	0.0	26.7	13.3	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	46.7	100.0